

また、請求者住所のご記入については、建物・マンション名は記入せず、部屋番号のみご記入ください。番地等の数字は、算用数字でご記入ください。番地等をつなぐ時は「-」で記入してください。文字はひとマスに1文字でお願いします。

良くない例

数字が漢数字です。
算用数字でご記入ください。

建物・マンション名は省略してください。
ひとマスに複数文字を記入されています。
ひとマスには1文字記入してください。

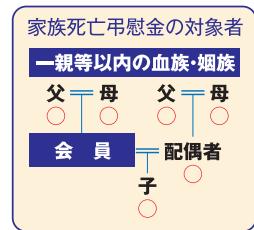
正しい記入例

番地等の数字は算用数字で記入されています。
建物・マンション名は省略しています。
「丁目・番地」や「の」や「空白(スペース)」ではなく、「-」でつないでいます。
ひとマスに1文字で記入されています。

一般給付金の請求について

共済会では、下記の事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きください。なお、**請求権は各事由が発生してから1年で無効**となりますのでお気を付けください。

- ※お手続きについては、所属施設にご確認ください。
- ※給付については、各月ごと末締で翌月中旬頃の給付となります。
- ※給付日については、所属施設長宛に中旬頃に決定通知書を送付しますので所属施設長にご確認ください。
- ※一般給付金請求時の添付書類は全て写し(コピー)で結構です。
- ※今年度お子様が小・中・高校生になられた会員様で、入学祝金請求がまだの方は速やかにご請求ください。なお、入会日が令和3年4月2日以降の会員様は対象外です。(請求期限は令和4年3月31日受理までです。)



種 別	給付金	添付書類 (コピー可)
結 婚 祝 金	3万円	・婚姻届受理証明書等
出 産 祝 金	5万円	・母子手帳の出生届出済証明のページ ・休職中であってもお子様が1歳になるまでにご請求ください。
傷病見舞金	継続して14日以上欠勤したとき	1万円
	継続して30日以上欠勤したとき	2万円
	継続して60日以上欠勤したとき	3万円
	継続して90日以上欠勤したとき	4万円
	継続して120日以上欠勤したとき	5万円
	継続して150日以上欠勤したとき	6万円
	継続して180日以上欠勤したとき	7万円
死亡弔慰金	本人	10万円
	配偶者	10万円
	父・母(配偶者の父母)・子	5万円
	妊娠22週以上で死産の場合	3万円
災害見舞金	一部焼損・一部損壊	1万円
	半焼・半壊	5万円
	全焼・全壊	10万円
入学祝金	子が小学校に入学したとき	1万円
	子が中学校に入学したとき	2万円
	子が高等学校に入学したとき	3万円

(注)本人・配偶者がともに共済会会員の場合

結婚・出産・入学の各祝金及び災害見舞金・死亡弔慰金については、本人と配偶者のどちらも請求ができます。請求書はそれぞれ分けて作成のうえ、ご請求ください。